

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例概要

1 保険料率の改定等

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定するとともに、賦課限度額を引き上げる。

区 分		現 行	改 正 案
基礎賦課額	所 得 割	7.13/100 〔賦課割合：56/100〕	7.16/100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	38,800円 〔賦課割合：44/100〕	42,100円 〔賦課割合：44/100〕
	賦 課 限 度 額	630,000円	650,000円
後期高齢者 支援金等賦 課額	所 得 割	2.41/100 〔賦課割合：56/100〕	2.28/100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	13,200円 〔賦課割合：44/100〕	現行どおり
	賦 課 限 度 額	190,000円	200,000円
介護納付金 賦課額	所 得 割	2.22/100 〔賦課割合：56/100〕	2.14/100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	17,000円 〔賦課割合：44/100〕	16,600円 〔賦課割合：44/100〕
	賦 課 限 度 額	170,000円	現行どおり

2 保険料率の改定に伴う保険料の減額の改正

被保険者均等割保険料の改定に伴い同保険料から減額する額を改める。

区 分	現 行		改 正 案			
	算定基準	被保険者1人につき減額する額	算定基準	被保険者1人につき減額する額		
7割減額 世帯	所得が〔43万円+10万円× (給与所得者等 の数-1)〕を 超えない世帯	基礎	27,160円	現行どおり	基礎	29,470円
		後期	9,240円		後期	現行どおり
		介護	11,900円		介護	11,620円
5割減額 世帯	所得が〔43万円+28万5千 円×被保険者数 +10万円× (給与所得者等 の数-1)〕を 超えない世帯	基礎	19,400円	現行どおり	基礎	21,050円
		後期	6,600円		後期	現行どおり
		介護	8,500円		介護	8,300円
2割減額 世帯	所得が〔43万円+52万円× 被保険者数+1 0万円×(給与 所得者等 の数-1)〕を 超えない世帯	基礎	7,760円	現行どおり	基礎	8,420円
		後期	2,640円		後期	現行どおり
		介護	3,400円		介護	3,320円

*基礎：基礎賦課額 *後期：後期高齢者支援金等賦課額 *介護：介護納付金賦課額

3 未就学児の均等割保険料減額に係る規定の新設

国民健康保険法の一部改正（3.6.11 公布、4.4.1 一部施行）及び国民健康保険法施行令の一部改正（3.9.10 公布、4.4.1 施行）に伴い、未就学児の均等割保険料を5割減額する規定を新設する（上記2の保険料を減額する世帯の未就学児の均等割保険料については、当該減額した金額に対して5割減額とする。）。

区 分	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額	
7 割 減 額 世 帯	基礎賦課額	6,315円
	後期高齢者支援金等賦課額	1,980円
5 割 減 額 世 帯	基礎賦課額	10,525円
	後期高齢者支援金等賦課額	3,300円
2 割 減 額 世 帯	基礎賦課額	16,840円
	後期高齢者支援金等賦課額	5,280円
そ の 他 世 帯	基礎賦課額	21,050円
	後期高齢者支援金等賦課額	6,600円

4 その他

民法の一部改正（30.6.20 公布、4.4.1 一部施行）に伴い、結核医療給付金の支給に係る被保険者区分を20歳から18歳に改めるほか、所要の規定整備をする。

5 施行期日

本年4月1日